

平成 30 年度事業計画

犯罪のない、誰もが安全で安心して暮らすことのできる地域社会を実現することは、高知県民全ての願いであり、県民生活や社会発展の基礎となるものである。

県民の身近なところで発生している犯罪、とりわけ強盗や窃盗等の刑法犯をはじめ、高齢者を対象とした特殊詐欺等による心ない犯罪を未然に防止し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、警察による検挙活動と併せて各種の防犯活動団体等と連携した防犯活動を積極的に推進する。

1 防犯思想の普及と犯罪の防止活動の推進

(1) 防犯団体相互の連絡調整

各地区地域安全協（議）会、タウンポリス、少年補導員、その他地域の自主防犯ボランティア団体間の連絡調整を行い、自主防犯意識の普及・高揚及び活動の実効性、効率性の向上を図る。

(2) 平成 30 年全国地域安全運動の実施（10 月 11 日～同 20 日）

警察本部と高知県防犯協会と合同で、地域安全に資する団体と警察が期間を定め、地域安全活動をさらに強化するとともに、その相互間の連携の一層の緊密化を図ることにより、地域安全活動の効果を最大限に上げて一層の浸透と定着を図り、もって安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的に実施する。

運動期間中は、次の行事を行う。

- 地域安全パトロールやパレード、地域安全フォーラムの開催
- 侵入盗の被害防止啓発活動や防犯診断
- 特殊詐欺被害防止キャンペーン活動
- 高齢者に対する悪質商法や特殊詐欺等の被害防止教室や、児童に対する誘拐防止と不審者対策教室
- 自主防犯パトロール団体の青色回転灯装備車による学校周辺パトロール

(3) 「安全安心なまちづくりの日・高知県民のつどい」の開催

10 月初旬に「安全安心なまちづくりの日・高知県民のつどい」大会を開催し、県民の防犯意識の向上を図る。

大会に先立ち、高知県防犯功労者等表彰式と四防連会長及び全防連会長表彰受賞者の披露と伝達を行う。

(4) 広報啓発活動の推進

- ア ポスター、チラシ、リーフレットを配布し、広報啓発活動を支援する。
- イ 広報用DVDを購入し、地区地域安全協会等に配布・貸出しを行う。
- ウ 防犯協会のホームページの充実、更新を行い、防犯広報を行う。
- エ 新聞、ラジオ等のメディアを活用した広報を行う。

(5) 薬物乱用防止活動の推進

薬物乱用防止のポスターやチラシ、リーフレットなど広報紙を配布して各地域の広報活動の啓発や薬物乱用教室開催の支援を行う。

(6) 自転車盗等街頭犯罪の防止対策と被害回復の促進

- ア 自転車盗・ひったくり被害防止キャンペーン等広報活動を推進する。
- イ 高知県自転車二輪車商協同組合と連携して、自転車防犯登録の勧奨に努める。
- ウ 迅速的確な自転車防犯登録を推進する。
- エ 自転車盗被害防止モデル校の指定と支援を実施する。
- オ ワイヤロック等を購入、配分し、被害防止キャンペーンの支援を行う。

(7) 古物営業の的確な業務指導

古物営業者の標識及び従業者証、古物台帳等購入者に対して、盗品の処分ルート遮断のための適正な営業について指導と広報を行う。

(8) 金融機関対象強盗事件等の抑止対策

犯人追跡用器材(カラーボール)、誘拐・痴漢被害防止器具(防犯ブザー)等の防犯器具等の効果的な使用方法について指導啓発を行う。

2 少年の非行防止と健全育成活動の推進

- (1) 高知県少年警察ボランティア協会や警察と連携した「ふれあい少年サポート事業」3地区の支援を推進する。
- (2) 高知県少年警察ボランティア協会、警察本部少年女性安全対策課と共に青少年のインターネット安全利用対策を推進する。
- (3) 入口型非行である自転車盗防止対策を推進するとともに、キャンペーン等で配布するチラシ、ワイヤー錠等を配分する。
- (4) 各地区各団体が行う街頭補導活動や学校での非行防止教室の支援を行う。

3 風俗環境浄化活動の推進

当協会は、昭和61年3月1日に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営適正化法」という)第39条第1項の規定に基づき、高

知県公安委員会から「高知県風俗環境浄化協会」としての指定を受けたもので、高知県警察、関係機関団体等と連携し、善良な風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全育成を図るため、風営適正化法第39条第2項に掲げる事業を次のとおり推進する。

(1) **風俗環境に関する苦情処理**

風俗営業の健全化を促進するため、一般から寄せられる風俗営業所に関する苦情・相談・要望等について、県警等関係機関と連携の下、適切な取扱（処理）をする。

(2) **委託契約事業の推進**

ア 風俗営業管理者講習の実施

高知県公安委員会の委託を受け、「風営適正化法」第24条第6項の規定に基づき、風俗営業の適正化を促進するため、風俗営業所の管理者に対する定期講習、処分時講習及び臨時講習を行う。

来年度の定期講習は、遊技場営業の管理者に対して、県下4箇所で開催5回の管理者講習を実施する。

イ 調査業務の実施

高知県公安委員会の委託を受け、高知・高知南・高知東署管内の風俗営業許可申請等に対する調査業務及び風俗営業の構造変更申請の実地調査活動を実施する。

(3) **適法健全な風俗営業の指導啓発**

ア 管理者講習会において、各種の資料を配布し健全営業の啓蒙を行うとともに、警察本部の担当者等による講話を実施し、規範意識の高揚を図る。

イ 遊技機不正改造等防止ポスター、チラシ等の掲示と配布を行う。

ウ 年少者の立入り禁止や18歳未満立入り禁止シールを無償配布する。

エ 講習会、実地調査活動の際、暴力団対策法の遵守指導を実施する。

オ 遊技営業所に対し、車両内放置幼児の事故防止を指導する。

4 防犯功労者及び団体の表彰

10月初旬の全国地域安全運動高知県民のつどい等において次の表彰と表彰の伝達を行う。

(1) **高知県防犯協会長等表彰**

ア 防犯功労者（県防協会長・警察本部長連名）16名

イ 防犯功労団体（県防協会長・警察本部長連名）4～5団体

(2) 四国防犯連合会長等表彰（伝達）

- ア 防犯功労者（四国管区警察局長・四国防連協議会長連名） 6名
- イ 防犯功労団体（四国管区警察局長・四国防連協議会長連名） 1団体

(3) 全国防犯協会連合会長等表彰（伝達）

- ア 防犯栄誉金章（警察庁長官・全防連会長連名） 1名
- イ 防犯栄誉銀章（警察庁長官・全防連会長連名） 2名
- ウ 防犯栄誉銅章（全防連会長名） 7名
- エ 防犯功労団体（警察庁長官・全防連会長連名） 1団体

5 防犯団体等が行う防犯活動に対する協力援助の推進

- (1) 安全で安心なまちづくりを推進するための防犯用広報資材（防犯パトロール用腕章、パトロール用チョッキ、懸垂幕、防犯用ハンドブック等）を配布し、自主防犯活動の活性化を図る。
- (2) 高齢者に対する特殊詐欺等の被害防止教室や、児童対象の誘拐防止と不審者対策教室開催等の支援を行う。
- (3) 毎月5日の地域安全活動強化日の重点的な諸活動の支援を行う。
- (4) ポスターやチラシ、リーフレットなど広報紙及び防犯グッズ等を各地区に配布し、地区の活動を支援する。
- (5) 自主防犯団体の活動の活性化を図ると共に、啓発活動を支援して安全安心まちづくり機運の醸成に努める。
- (6) 青色回転灯装備車両等防犯パトロール車の活動を支援し、犯罪発生の実態に即した効果的な運用を図る。

6 会議開催等

(1) 県内会議の開催

- ア 第1回理事会
平成30年5月15日（高知会館）
- イ 通常総会 第2回理事会
平成30年5月31日（高知会館）
- ウ 全国地域安全運動高知県民のつどい
平成30年10月初旬（高知会館）
- エ 第3回理事会
平成31年2月中旬（高知会館）

(2) 県内で開催される関係機関等会議

- ア NPO法人こうち被害者支援センター通常総会

イ 社会を明るくする運動高知県推進委員会

ウ 高知県少年警察ボランティア協会総会

エ 高知県防犯設備協会

オ 暴力追放高知県市民総決起大会

カ 青少年育成高知県民会議

キ 高知県金融機関防犯連合会総会

(3) 全国等会議

ア 四国防犯協会連絡協議会総会

イ 全国地域安全運動中央大会

ウ 全国防犯協会専務理事会議・風俗環境浄化事業運営管理者研修会